

改正後

現行

別添3

虐待相談・通告受付票については、いずれの様式を使用しても差し支えない。

別添3

(別添3) 相談・通告受付票 聴取者 ()

受理年月日	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分	
子ども	ふりがな 氏 名	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 () 歳 男・女
	住 所	
	就学状況	未就学 / 保・幼・小・中・高校 年 組 担任名 () 出席状況: 良好 欠席がち 不登校状態
保護者	ふりがな 氏 名	
	職 業	
	続柄年齢	続柄 () 年齢 (歳) 続柄 () 年齢 (歳)
	住 所	電話
主 訴 (程度、期間など)		
子どもの状況		
子どもの生活歴、 生育歴 など		
家族の状況及び 子どもの家庭環境	・きょうだいの有無 有 ・ 無 ・同居家族 ・DV被害等	
子どもの居住環境 及び学校、地域社 会等の所属集団の 状況		
援助に関する子 ども、保護者の意向		
過去の相談歴		
相談者	氏 名	
	住 所	電話
	関係(職業)	相談意図 保護 ・ 調査 ・ 相談
相談への対応 (緊急対応の要否)		
決 裁	年 月 日	

改正後

現行

虐待相談・通告受付票 聴取者 ()

受理年月日	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分		
子ども	ふりがな氏名		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 () 歳 男・女	
	住 所		
	就学状況	未就学 / 保・幼・小・中・高校 年 組 担任名 () 出席状況： 良好 欠席がち 不登校状態	
保護者	ふりがな氏名		
	職 業		
	続柄年齢	続柄 () 年齢 (歳)	続柄 () 年齢 (歳)
	住 所	電話	
虐待内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誰から ・いつから ・頻度は ・どんなふう 		
虐待の種類	(主◎ 従○：身体的／性的／ネグレクト／心理的)		
子どもの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の居場所： ・保育所等通園の状況： 		
家庭の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・家族内の協力者 () ・家族以外の協力者 () ・きょうだいの有無 有 ・ 無 ・同居家族 ・DV被害等 		
情報源と保護者の了解	<ul style="list-style-type: none"> ・通告者は 実際を目撃している・悲鳴や音等を聞いて推測した ・通告者は 関係者 () から聞いた ・保護者は この通告を (承知・拒否・知らせていない) 		
通告者	氏 名		
	住 所	電話	
	関 係	家族・近隣・学校・保育所・病院・保健所・児童委員・警察	
	通告意図	子どもの保護 ・ 調査 ・ 相談	
調査協力	調査協力 (諾 ・ 否) 当所からの連絡 (諾 ・ 否)		
通告者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・自機関で実態把握する ・その他 () 		
決 裁	年 月 日		

改正後

現行

別添4 参考事例

(削除)

別添4 参考事例

**【参考事例】児童福祉センター型
泉大津市児童虐待防止ネットワーク[愛称CAPIO]**

1. 泉大津市の概要

- 1) 人口：77,902人（平成16年3月末現在）
- 2) 出生数（率）：935人（平成15年）（1.52/平成14年）近年若い世代の流入により出生率が増加している。
- 3) 0歳から18歳までの児童数：0～5歳/5,818人 6～11歳/5,235人 12～18歳/5,150人 合計16,203人（平成16年4月）
- 4) 市の特徴：大阪府の南部に位置し、かつては毛織物産業を中心とした地場産業都市であったが、近年、住宅都市になりつつある。

2. 児童虐待防止ネットワークの設立理由及び設立時期

周辺都市において児童虐待の事例が増加したことを危惧した現場の関係者が中心となり、児童虐待の予防、早期発見から児童とその家族への援助に至るまで、関係機関での有機的な連携に基づいた援助を行うために、平成11(1999)年7月に設立された。

3. 泉大津市児童虐待防止ネットワークの特徴

市児童福祉課にネットワークの事務局とし、虐待ケースの緊急度の判定を児童相談所とともにおこなうこと。

4. 児童虐待防止ネットワークのシステム

1) 組織

「代表者会議」（各機関の代表者・管理職で構成）と「実務者会議」（各機関・職種の実務者の代表で構成）の2段構えである。

2) 構成メンバー

医療分野（市立病院小児科・産婦人科、市医師会）、保健分野（府保健所、市健康推進課）、福祉分野（府児童相談所の地域育成室・家庭支援課・虐待対応課、市の児童福祉課・生活福祉課、児童福祉施設）、教育（市教育委員会の指導課、幼稚園、小学校、中学校）、警察署（生活安全課）、消防本部（警備課、救急救助係）等の関係機関や主任児童委員、弁護士等の関係者から構成されている。

3) 活動内容

- ①被虐待児童の発見からサポートに至るシステムの構築及び実践
- ②被虐待児童の実態把握
- ③児童虐待についての地域社会への啓発活動
リーフレットを市内小中学校、保育所児童を通じ配布し、ポスターを公共施設、病院に提示し、さらに市広報に掲載した。
- ④児童虐待についての情報交換及び研修活動

改正後

現行

(削除)

- ⑤幅広い関係機関・団体との連携
- ⑥その他児童虐待の解決に必要と認めること

4) 支援の流れ

- ① 関係機関や地域から寄せられた通報や情報は、まずネットワークの事務局である市児童福祉課に集められる。
- ② 寄せられた通報や情報に基づき、児童カルテを作成。
- ③ 事務局、実務者会議の座長、児童相談所（子ども家庭センター）の3者で「緊急度判定会議」を開き、事務局が作成した児童カルテに基づき、危険度や緊急度を判断する。
 - ・緊急度が高いと判断された事例については、子ども家庭センターに子どもの保護等の対応を依頼する。
 - ・緊急度は低いが何らかの対応が必要と判断された事例については、臨時実務者会議の開催と招集するべき関係者を決定し、事務局が関係機関と調整を図り、臨時実務者会議を開催する。
- ④ 事務局による臨時実務者会議の日程調整と召集
- ⑤ 臨時実務者会議においては、事態解決にあたっての方針、方法、役割分担、各事例におけるリーダーの決定等を詰めていく。
- ⑥ 臨時実務者会議終了後、各機関が会議で決められた方針に基づいてその家庭や子どもに対応していく。その際には、「いろいろな機関の職種が手をつなぎつつ、それぞれの立場から関わることによって、子どもとその家族を守るチームを作ることが重要」という考え方をもとに、ネットワークを最大限活用した対応を図ることとしている。

5. ネットワークの効果

- ① 実践によって機関同士の結びつきが強化され、日頃の連絡がとりやすくなり、各機関の虐待事例の通報・連絡・対処・解決に向けての協力度が高くなり、援助に対する評価や指示系統ができた。
- ② 「すべきこと」と「どこまですべきか」が明確なので、自分の活動（役割分担）に専念できるようになった。
- ③ C A P I Oの名称が住民に浸透したことで、通報・相談への抵抗感が少なくなった。